

手話言語法案・情報コミュニケーション法案の早期制定を求める意見書

障害の有無により分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し共生する社会の実現を目指し、コミュニケーションに支障がある方たちの情報の取得、利用の手段の確保を目指した「手話言語・情報コミュニケーション法案」の制定を求める意見書が全国の全自治体で採択され国に提出されました。

しかし法案の制定はまだ実現していません。この法案を制定すれば自治体ごとにばらつきがあった施策を国として整えていくことが可能になり、全ての視聴覚障害者等が円滑に情報の取得、利用、意思表示、意思疎通を行うことができる社会をさらに目指していくことができるようになります。

早急に法案作成を目指すことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

所 沢 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣